

大島商船高等専門学校学生の懲戒及び指導措置に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大島商船高等専門学校学則（以下「学則」という。）第54条に規定する学生に対する教育的指導を基とした、懲戒の取扱い及び学生の校内・校外における規律維持のための指導措置に関する基準を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 懲戒は、非違行為の程度に応じ、かつ、教育上必要な配慮をもって行わなければならない。

(懲戒の種類)

第3条 懲戒のうち、処分に当るものは、退学、停学及び校長訓告とし、非違行為の悪質性及び結果の重大性を総合的に判断して決定する。

2 直ちに処分するに当たらない不適切行為は、学生主事説諭及び担任説諭とする。

3 退学、停学及び校長訓告に関する基準は、別表（1）のとおりとする。

4 直ちに処分するに当たらない不適切行為の取扱いは、別表（2）のとおりとする。

(処分の手続)

第4条 教職員は、学生に非違行為があったと認められるときは、直ちにその状況を当該学生の所属する学級担任教員を経て、学生主事（寮生にあっては、寮務主事及び学生主事）に報告するものとする。

2 学生主事は、直ちに事実の真相調査に努めなければならない。

3 学生主事は、遅滞なく厚生補導委員会（以下「委員会」という。）を招集し、前項の真相調査の結果について、審議を開始しなければならない。

4 委員会の審議が終了したときは、学生主事は、その経過に所見を付して、速やかに校長に報告しなければならない。

第5条 学生主事は、処分が決定するまでの間、学生に自宅待機を命ずることができる。

(弁明の機会)

第6条 委員会は、非違行為を行ったと認められる学生（以下「当該学生」という。）に、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、当該学生が正当な理由なく欠席したとき、又は弁明に関する文書を指定の期日までに提出しなかったときは、弁明の機会を放棄したものとみなす。

(処分の決定)

第7条 処分の決定は、原則として、次の委員会等の審議を経て校長が行う。

(1) 厚生補導委員会

(2) 教員会議（社会的影響及び非違行為の程度が大きいものに限る。）

2 前項第1号の委員会の審議に関しては、必要に応じて特別の委員会（以下「特別委員会」という。）を設けることができる。

3 校長は、第1項の決定を行ったときは、速やかに教員会議に報告するものとする。

第8条 退学、停学及び校長訓告の申渡し並びに解除は、原則として校長が行うとともに、

文書をもって保護者等に通知する。

(処分及び指導措置)

第9条 停学及び訓告に処された学生に対しては、当該学生の所属する学級担任教員が、その非違行為の程度に応じ適切な指導を行うものとする。

第10条 停学中の学生は、当該学生の保護者等の監督のもとに置くとともに、反省日誌を記録させ、登校時に持参させるものとする。

また、校長訓告に処された学生は、反省文を翌日に提出するものとする。

2 前項の反省日誌及び反省文は、学級担任教員を経て、学生主事室（寮生にあつては、寮務主事室及び学生主事室）が確認するものとする。

(処分の軽減等)

第11条 無期停学中の学生で改悛の情が特に著しいと認められるときは、学級担任教員は学生主事（寮生にあつては、寮務主事及び学生主事）を経て、校長に処分の軽減等について申し立てることができる。

2 前項の申立てが受理されたときは、第7条第1項の規定に準じて審議を行い、処分の変更をすることができる。

(不服の申立て)

第12条 懲戒処分の申渡しを受けた学生は、当該処分に不服がある場合、申渡しを受けた日から7日以内に、校長に不服申立書（別紙様式1）を提出することができる。

(不服審査委員会)

第13条 校長は、前条の不服申立書を受理した場合には、速やかに不服審査委員会を設置し、審査の可否を決定しなければならない。

2 不服審査委員会は、厚生補導委員会委員以外（「処分の審議に関わった者」以外）から校長が指名する教員3名ないし5名によって構成する。

3 不服審査委員会の委員長は、学生主事（寮生にあつては、寮務主事及び学生主事）以外の主事とする。

(審査)

第14条 不服審査委員会は、審査の必要があると認めるときは、不服を申し立てた対象学生から意見を聴取しなければならない。

2 審査において、学生主事は対象学生の処分事由及び処分決定の経緯について説明しなければならない。

3 審査は、不服申立書を受理した日から原則として14日以内に終結させ、審査の結果を校長に報告するものとする。

(不服申立てに対する決定)

第15条 校長は、不服審査委員会による審査報告を尊重し、不服申立てに対する決定を行う。

2 前項の決定は直ちに対象学生及び保護者等に通知するものとし、決定に対する再度の申立ては認めない。

(雑則)

第16条 この内規に定めのない事項については、その都度委員会又は特別委員会において審議する。

附 則

この内規は、昭和 45 年 12 月 17 日から実施する。

附 則

この内規は、昭和 60 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この内規は、平成 15 年 7 月 14 日から実施する。

附 則

この内規は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この内規は、令和元年 6 月 3 日から実施する。

附 則

この内規は、令和 3 年 5 月 6 日から実施する。

附 則

この内規は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

別表（１） 処分基準

区 分	理 由	記 事
退 学	(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者 (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者 (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者 (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本文に反した者 (以上学則第 54 条)	○ 停学処分以上と認められる重大な非違行為があった場合 ○ 停学処分を重ねても、なお改悛の情が認められない場合
停 学	原則として、以下の例のように、法律に違反する行為又は学生としてあるまじき行為を行った場合とする。 (1) 暴力行為 (2) 窃盗行為 (3) 飲酒、酒類の所持（20 歳未満） (4) 喫煙、煙草の所持（20 歳未満） (5) パチンコ（3 年生以下及びその同伴の高学年生） (6) 競艇・競馬・競輪等のギャンブル行為 (7) 校内、寮内における賭博及び賭博類似行為（マージャン・花札等） (8) 故意による施設や器物の損壊行為 (9) 火遊びや立入禁止区域への侵入等、安全・秩序を脅かす行為 (10) 試験に関する不正行為 (11) 禁止アルバイト従事（風俗・深夜業等） (12) 「校長訓告」によるも、なお改善の認められない者 (13) その他、停学に相当すると考えられる行為	○ 停学の期間は、1 日以上の有期とし、期間は厚生補導委員会によって審議する。ただし、(3)「飲酒、酒類の所持（20 歳未満）」及び(4)「喫煙、煙草の所持（20 歳未満）」については、原則として 5 日間とし、事案に応じて厚生補導委員会で審議の上、期間が延長されることもある。また、不適切行為が 2 回以上に及んだ場合は、「無期停学」となることもある。 なお、停学期間は在学期間に参入される。 ○ 停学の発令は原則として処分決定の日付をもって行う。ただし、処分の教育的効果を高めるため、厚生補導委員会の承認を得て、停学期間開始前あるいは期間中に定期試験、追認試験、就職・進学試験、資格試験等の受験、学校行事やボランティア活動等への参加を認める場合がある。その場合の日数への算入の可否については、活動の内容により判断する。 ○ (10)「試験に関する不正行為」に係る停学の発令は、試験終了の翌日からとする。また、当該期間中の定期試験の点数は全て 0 点とする。

校長訓告	原則として、以下の例のように、法律的に違法とは認められない不適切行為を行なった場合とする。 (1) 無許可のアルバイト従事 (2) 低学年の無断下宿 (3) 無許可車両持込 (4) 無許可免許取得 (5) 無届け集会その他校内における政治的活動 (6) 「指導」「説諭」によっても、なお改善の認められない者 (7) その他、校長訓告に相当すると考えられる行為	○ 同種の非違行為を繰り返した場合は、上記「停学」の項(13)により停学とする。 ○ 「無届け集会その他校内における政治的活動」は第 16 条による
------	---	--

注記

- ・ 「いじめ」については、「いじめ対策小委員会」にて審議の上、本懲戒内規とは別に審議する。
- ・ 交通違反における「無免許運転」、「飲酒運転」、「交通事故」等々、その他の違法行為は、警察を通して法的及び社会的に処分されるが、学校としての懲戒は、別に厚生補導委員会において審議する。
- ・ 本懲戒内規の実施後、厚生補導委員会の審議は、過去の事例にはこだわらず、必ずしも整合性がある必要はない。

別表（２） 直ちに処分するには当たらない不適切行為の取扱い

以下に掲げる不適切行為については、学生主事室、学級担任教員を中心として全教員で注意と指導を行い、改善を求めることを原則とする。 注意、指導に従わず、不適切行為を重ねる者については、担任説諭、学生主事説諭をもって反省を促すものとするとともに文書又は口頭をもって保護者等に通知する。また、学生は、反省文を翌日までに提出するものとする。 ただし、説諭にもかかわらず、改善が認められない場合は、停学・校長訓告等の処分を行う場合もある。
不 適 切 行 為
(1) 学生としての不適当な服装や装身具の着用、携帯品の所持等 制服の不着用、頭髮の着色や脱色、化粧等（低学年） (2) 交通マナーに反する行為（自転車） 自転車の２人乗り、並進、傘差し運転、夜間無灯火、車両整備不良等 (3) バイク、乗用車の貸借 (4) 「届」等の書類の不提出 (5) その他、学生としてふさわしくない行為

不服申立書

年 月 日

大島商船高等専門学校長 様

不服申立者

学科 年

本 人 氏 名

保 護 者 住 所
氏 名

(自署)

懲戒処分不服申立てについて

私は、 年 月 日付けで懲戒処分等の告知を受けましたが、これについて
下記のとおり不服を申し立てます。

記

- 1 不服申立てに係る処分等の内容
- 2 不服申立ての内容
- 3 不服申立ての理由